

# 町長及び町議会議員選挙の公営制度について

総務課

## 1 趣旨

公職選挙法が改正され、町村長選挙及び町村議会議員選挙が選挙公営の対象となります。併せて公営対象に伴う措置として供託金制度が町村議会議員選挙にも導入されます。

## 2 目的

今回の公職選挙法の改正は、選挙運動にかかる費用を選挙公営の対象とすることで、立候補に関する環境を改善することを目的としています。

公営制度導入によって、議員のなり手不足の解消や立候補しようとする人材のすそ野が広がることが期待できます。

## 3 制度改正の概要

- (1) 町村議会議員の供託金制度導入
- (2) 町村議会議員の選挙運動用ビラの頒布解禁
- (3) 選挙運動用自動車の使用
- (4) 選挙運動用ビラの作成
- (5) 選挙運動用のポスター作成

(2)～(5)は公営対象とする範囲や金額を条例で定めます。

### 【地方選挙における供託金、選挙公営対象】

選挙種別	供託金	自動車使用	ビラ	ポスター
都道府県知事	300万円			
都道府県議会	60万円			
市長	100万円			
市議会	30万円			
町村長	50万円	×	×	×
町村議会	15万円	×	配布禁止	×

が今回の公職選挙法改正による変更

## 4 今後のスケジュール

- ・令和2年12月12日 改正公職選挙法施行
- ・令和3年9月定例議会目途 条例改正案提出
- ・令和4年1月下旬 町長、町議会議員選挙執行見込